2026年11月19日

各 位

会 社 名　東京高圧山崎株式会社
（コード番号 7139 TOKYO PRO Market）
代表者名　代表取締役社長　二階堂 貴朗
問合せ先　上席執行役員 管理本部長　江口 康久
T E L　03-3409-7541
U R L　https://www.tokyo-koatsu.com/

# 当社に対する損害賠償等請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり訴訟を提起され、その訴状を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．訴訟が提起された裁判所及び年月日

| | |
|---|---|
| （１）訴訟が提起された裁判所 | 東京地方裁判所 |
| （２）訴訟提起日 | 2026年９月９日 |
| （３）訴状到達日 | 2026年10月22日 |

２．訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

原告は、当社子会社のメーコー株式会社の従業員であり、原告が主張する請求内容は以下のとおりです。

原告は、当時の子会社代表取締役社長からパワーハラスメントを受けたとして、当社取締役及び上席執行役員がこれを認識しながら黙認した、内部通報をしたものの適切な調査・対応がなされなかった、内部通報に併せて企業グループの業務の適正に関する事項について申告したが何ら判断がなされなかったなどと主張するとともに、他の従業員からの原告本人のパワーハラスメントについての申告に対する諮問委員会の手続が適正になされなかったとして、いずれも当社の責任である旨主張しています。

３．訴訟を提起した者の概要

当社子会社の従業員であるため、非開示とさせていただきます。

４．訴訟の内容及び訴訟の目的の価額

（１）請求内容　：損害賠償等請求

（２）請求金額　：１億円及びこれに対する2026年３月11日から支払済みまで年３％の割合による遅延損害金

５．今後の見通し

当社としましては、今後、原告の主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処してまいります。また、今後、本件訴訟による当社への業績への影響等、開示すべき事項が判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

なお、原告が主張している子会社代表取締役によるパワーハラスメントについては、子会社において内部通報として受理した上、子会社の調査組織において調査をしましたが、原告が主張するハラスメントの事実は認められませんでした。さらに、原告は、本件訴訟に先行して、同代表取締役に対し、ハラスメントを理由とする損害賠償請求を求める訴訟を提起しましたが、第１審、第２審と原告の請求は棄却されています（ただし、原告が上告をし、現在上告審に係属中。）。

以　上